

後期高齢者医療保険料が変わります

平成26・27年度保険料(1人当たり年額)

	平成26・27年度	平成24・25年度
均等割額	45,231円	44,194円
所得割率	9.05%	8.72%
限度額	570,000円	550,000円

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料の見直しを行っています。

保険料の計算方法

保険料(年額) ※10円未満切捨て 限度額57万円	=	均等割額	+	所得割額
		45,231円		$\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} - 33\text{万円} \\ \text{【基礎控除額】} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 9.05\% \end{array}$

1人当たりの保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じた「所得割額」の合計となります。

保険料の負担を軽減します

■所得の低い人の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて均等割額が軽減されます。また総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた金額が58万円以下の人は、所得割額を5割軽減します。

軽減割合	世帯の総所得金額等 (世帯主と被保険者により判定)	
	平成26・27年度	平成24・25年度
9割	33万円以下の世帯	被保険者全員の各所得が0円となる場合 (公的年金所得は控除額を80万円として計算)
8.5割		上記以外の場合
5割	【33万円+24.5万円× 世帯に属する被保険者数】以下の世帯	【33万円+24.5万円× 世帯に属する被保険者数】以下の世帯 ※被保険者である世帯主を除く
2割	【33万円+45万円× 世帯に属する被保険者数】以下の世帯	【33万円+35万円× 世帯に属する被保険者数】以下の世帯

■被用者保険の被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)は、所得割額の負担はなく、均等割額が9割軽減されます。

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関等で支払う窓口負担を除いた費用を、公費(国・県・市町の負担金)で約5割、後期高齢者支援金(現役世代の保険料)で約4割、残りの約1割を被保険者の皆さまが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

問 役場 町民課 保険年金係 内線2116
 愛媛県後期高齢者医療広域連合 ☎089-911-7733